

業員に適用する事。

- ① 深夜業即時終止。 ② 幼年労働者准入禁此。 ③ 一週二回休業、
実行方法 ◆◆◆ 大會、爭議毎に、本問題を提出して全員的
喚起並に其の実行に努力行する事。

総同盟政治部は、社會民衆党と協力し、政府に制定せしめず、猛運動を起す事。

(四) 勞働組合法案制定促進の件

本部提出

本大會は、社會的に團体権の承認である。完全なる労働組合法の一月半以内に制定施行を期す。

主文

由

現在經濟運動、政治運動遂行に必要な立法の制定、改廢、社會政策の実施等、幾多りうち、社會運動の原動力である團体権の獲得であり承認である。労働組合法の制定は、急務中の急務である。よつて左の六ヶ条を基礎とする、完全なる労働組合法案の制定施行を要求する。

- ① 労働組合の組織については、現在のまま承認する事。
- ② 法人資格は、畢竟獨立主義にする事。
- ③ 労働組合員の範囲を制限せざる事。
- ④ 労働組合は、賠償の責任を負はざる事。
- ⑤ 雇用者は、使用者は、労働者が労働組合の組合員たるの故を以て、これを解雇し、又は、組合を脱退する事を雇佣条件とする事を得ず。
- ⑥ 地方長官は、労働組合に対する無干渉なる事。

実行方法 ◆◆◆ ××××××モットーとする事。

聯合會大會に提出し、総同盟本部を督促し、他の無産團體と協力し、全國的問題として輿論を喚起し、更に、社會民衆党並に無產